

権 限 移 譲 推 進 方 針

～県内における分権型社会の構築のために～

(改訂版)

令和 8 年 3 月
宮 崎 県

目 次

1	方針作成の趣旨	1
2	移譲対象事務	2
3	移譲の進め方	4
4	市町村への支援措置	7
5	その他	8

別紙 1 移譲対象事務パッケージ一覧

別紙 2 移譲対象事務総括表

1 方針作成の趣旨

人口減少・少子高齢化、グローバル化が進展する中、多様化する住民ニーズや複雑化する行政課題に的確に対応していくため、地方分権の早急な確立が求められている。

このような中、本県では、平成11年の地方分権一括法による地方自治法の改正を受け、県知事の権限に属する事務のうち、市町村で処理することが望ましい事務について「宮崎県における事務処理の特例に関する条例」（平成11年条例第40号。以下「事務処理特例条例」という。）により、市町村への権限移譲を行ってきたところである。

一方、国では、以下の閣議決定を踏まえ、これまで第1～15次にわたり地方分権一括法が制定されてきた。

- ・ 地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定。第1次見直し）
- ・ 地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定。第2次見直し）
- ・ 義務付け・枠付けの更なる見直しについて（平成23年11月29日閣議決定。第3次見直し）
- ・ 義務付け・枠付けの第4次見直しについて（平成25年3月12日閣議決定）
- ・ 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）
- ・ 「平成26年～令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」

このように市町村への権限移譲が、法律及び条例に基づき推進されているところであるが、本方針は、条例に基づく県から市町村への権限移譲を円滑に進めるための基本方針として、移譲する事務や移譲の進め方、移譲に伴う市町村への支援等を具体的に定めるものである。

今後とも、県と市町村の適切な役割分担のもと、適切な権限移譲により、住民の利便性の向上や事務処理の効率化が図られるよう推進していく。

2 移譲対象事務

(1) 選定の考え方

市町村が担うことが適切であると考ええる事務は、次の5つの視点に基づき選定した。

① 住民サービス・利便性の向上

住民生活に深く関わる事務で市町村が事務を行うことにより、住民サービスや利便性の向上が図られるもの

② 総合行政の展開

地域の実情を熟知している市町村で、幅広い権限に基づき、総合的・一体的に事務を行うことにより、迅速で適切な対応が可能となるもの

③ 事務処理の効率化

市町村を経由している事務で、実質的に市町村において処理・判断がなされているもの

④ 事務のワンストップ化

関連事務を市町村が処理しており、市町村が処理することにより、事務処理の一元化が図られるもの

⑤ その他

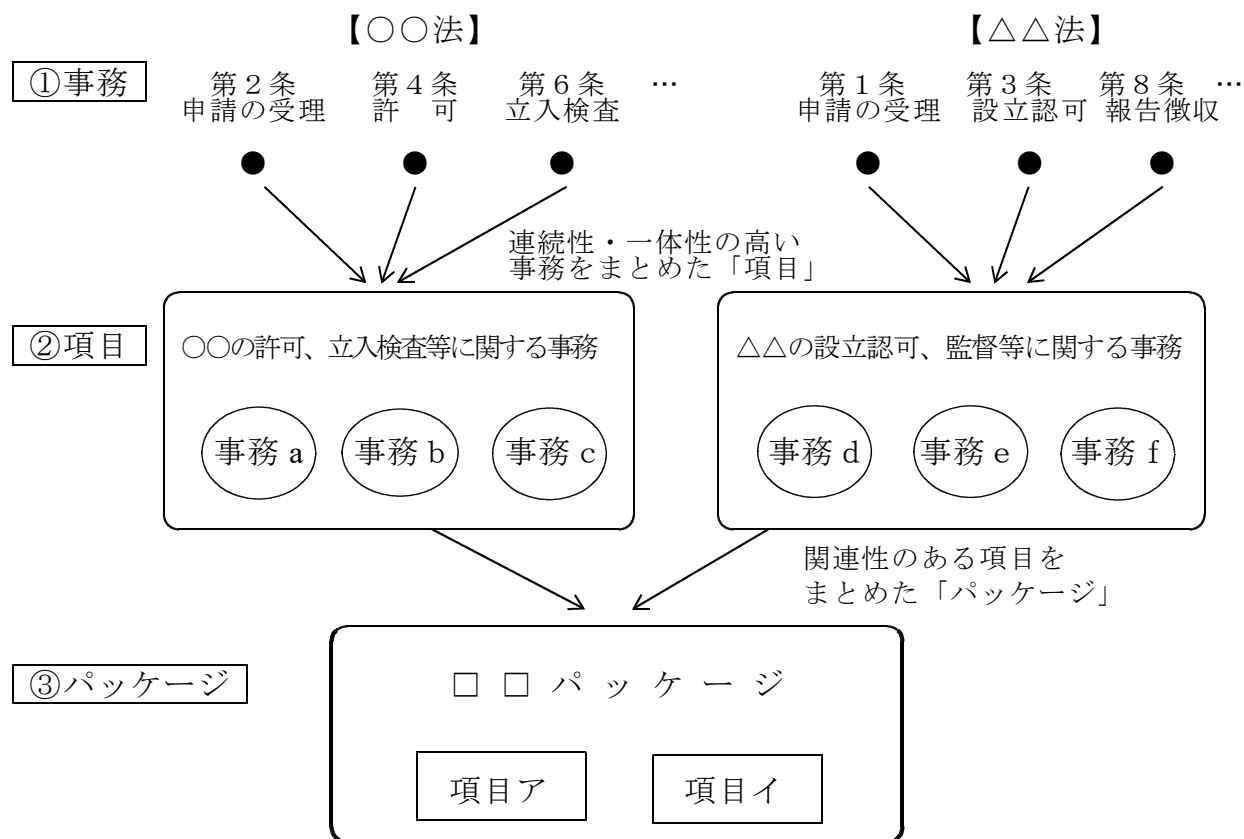
市町村からの要望に基づくもので、その自主性・自立性の推進に資するもの
ただし、監督処分や、勧告・命令等に係る事務については、市町村が適切に実施できるものであるか十分検討の上で設定することとする。

(2) 移譲対象事務の設定

(1) の選定の考え方に基づき、市町村に移譲すべき事務を検討する際、それぞれの市町村が実情に応じた移譲の形態を選択できるよう、

- ① 申請の受理、許認可、立入検査といった各法令等の条項で規定される個々の「事務」
- ② 連続性・一体性の高い複数の「事務」をまとめた「項目」
- ③ 市町村が地域課題として、より自主的・主体的に対応できるよう生活安全や都市計画など、関連性のある「項目」をまとめた「パッケージ」の3つの単位を設定する。

○3つの単位のイメージ図



なお、移譲対象とする「事務」、「項目」及び「パッケージ」については、市町村からの提案や国における法令等の改正、他県での移譲状況を踏まえ、毎年度、見直しを行う。

※「市町村移譲対象事務パッケージ一覧」（別紙１）及び「市町村移譲対象事務総括表」（別紙２）

3 移譲の進め方

(1) 市町村の希望・選択（メニュー方式）による移譲

市町村が、地域の実情に応じ、住民ニーズにあった行政サービスを実施するために、全市町村に対し一律に権限を移譲するのではなく、市町村が希望する事務を移譲する。

なお、これまでに一定程度市町村への権限移譲が進んでいることから、さらなる権限移譲のための方策として、自治体のニーズに柔軟に対応できるよう、複層的な権限移譲を進めていく。

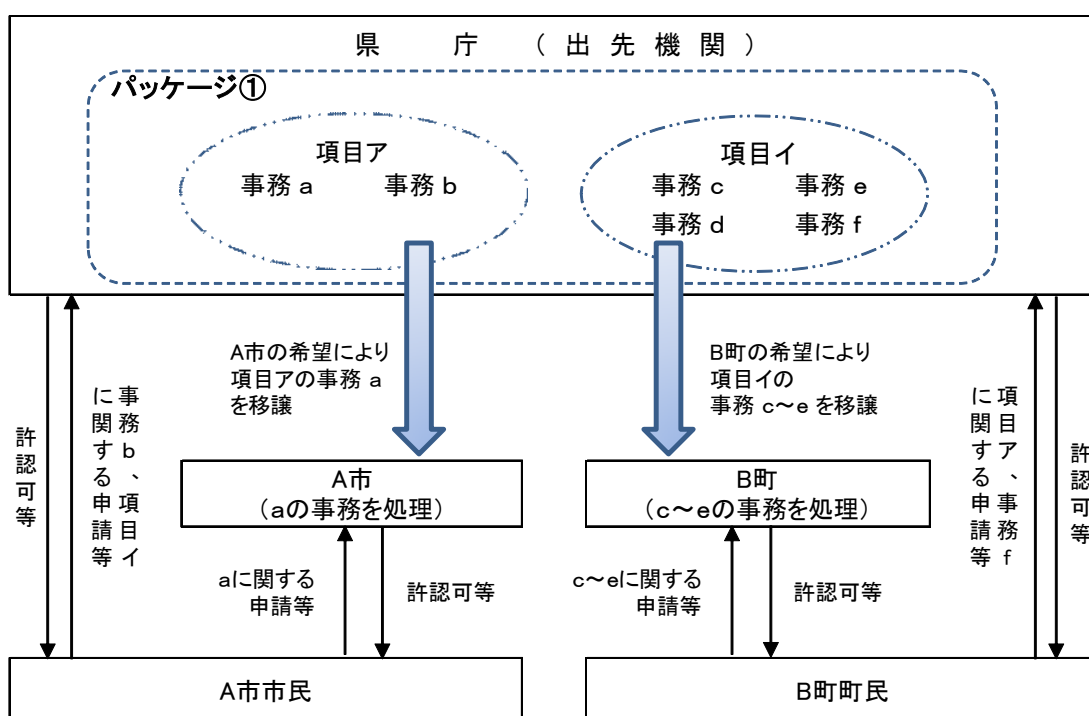
2 (2) 移譲対象事務の設定のとおり、市町村が実情に応じて移譲事務を選択できるよう

- ① 各法令等の条項で規定される個々の「事務」
- ② 連続性・一体性の高い複数の「事務」をまとめた「項目」
- ③ 関連性のある「項目」をまとめた「パッケージ」

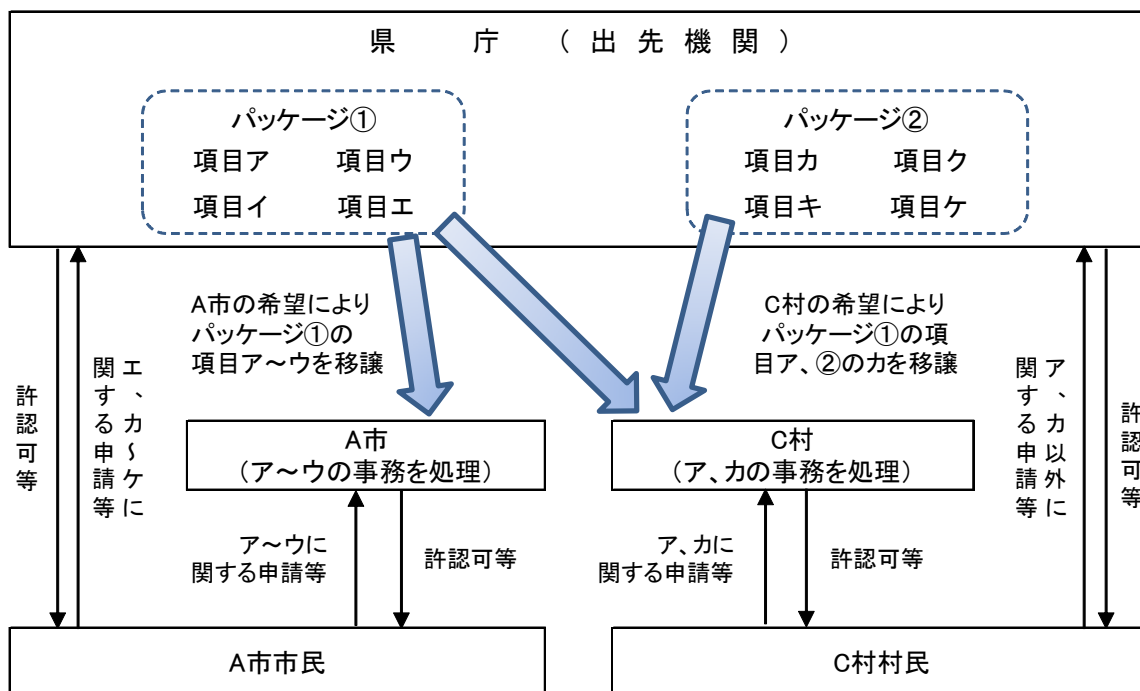
の3つの単位を設定し、メニューとして提示する。市町村は、このメニューの中から希望するものを選択する。例えば、移譲を受ける事務について、①のように1つの「事務」のみを選択したり、③のように多くの事務が一度に移譲される「パッケージ」を選択するなど、柔軟に取組を進めることができる。

○ メニュー方式による権限移譲のイメージ図

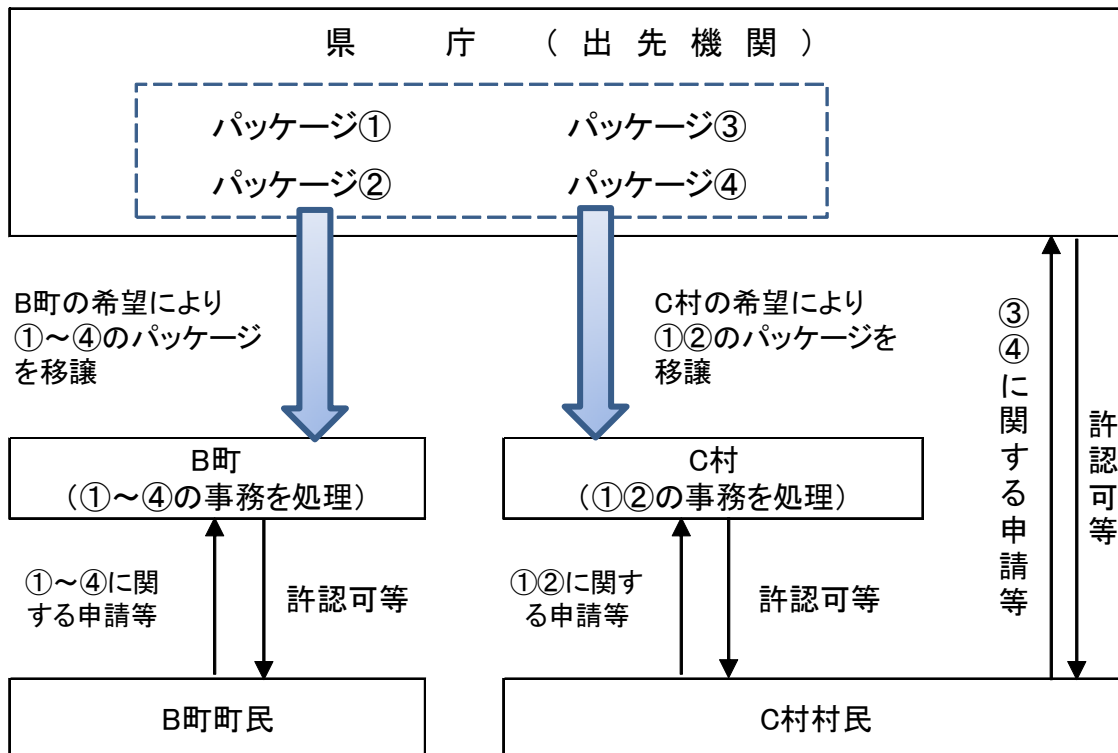
① 「事務」単位の権限移譲



② 「項目」単位の権限移譲



③ 「パッケージ」単位の権限移譲



(2) 市町村の規模・受入体制等に応じた移譲

移譲する事務を専門性や、受入体制等を考慮し、次の3つに区分する。

A 全市町村対象

→ 移譲の受入体制の整備等が比較的容易であるもの

B 人口10万人以上市対象

→ 主として都城市、延岡市を対象とした施行時特例市[※]並のもの

C 中核市対象（宮崎市）

→ 保健所関連事務など、より高度な専門性を有するもの

[※] 施行時特例市： 特例市制度は、平成27年4月1日に廃止されたが、その際、現に特例市である市（施行時特例市）は特例市としての事務を引き続き処理することとされた。

なお、特例市としての事務とは、中核市に権限移譲された事務のうち、都道府県が一体的に処理することが効果的な事務以外のもの（例：環境行政・都市計画・建設行政等）である。

○市町村の規模・受入体制等に応じた移譲のイメージ図

市町村区分 移譲区分	一般市町村	都城市、延岡市	宮崎市
A			
B			
C			

※  は移譲対象事務を表す。

※上記のイメージ図は全ての事務に当てはまるとは限らない。

4 市町村への支援措置

移譲された権限が市町村において円滑かつ適切に実施されるよう、県は市町村に対し、次の支援措置を講じることとする。

(1) 財政支援

事務処理特例条例により市町村へ権限移譲を行う場合、市町村での事務処理に必要な経費として、当該市町村に対し、権限移譲交付金を交付する。

この交付金の算定にあたっては、次の3種類の交付金を基本とする。

○ 件数割交付金

各事務毎に、1件の事務処理を行うのに必要な人件費、旅費、需用費、役務費等を勘案した標準経費（単価）を設定し、これに処理件数を乗じたものを交付するもの。

○ 均等割交付金

事務処理発生の有無にかかわらず、研修費、書籍購入等の基礎的な経費について、各法令ごとに毎年度交付するもの。

○ 準備交付金

市町村への権限移譲に際し、広報パンフレットの作成等、一時的に必要な経費について、各法令ごとに初年度のみ交付するもの。

(2) 研修実施・人的支援

県は、移譲される事務について、事前に市町村職員に対する研修が必要な場合、計画的に研修を実施する。

特に、専門知識・技術を要する事務の移譲については、必要に応じて一定期間、市町村研修生の受入等を行う。

なお、この場合、移譲事務の処理にあたって求められる専門性の程度や県、市町村の事務処理体制の状況等を踏まえ、双方が協議の上決定する。

(3) その他の支援

① 県は、移譲される事務について、必要に応じ、説明会を開催するとともに、文書の整理、引継、事務マニュアルの作成など適切な事務引継を行う。

② 県は、事務の移譲後であっても、市町村の相談等に対し、適切に対応するとともに、必要に応じ助言や情報提供に努める。

5 その他

(1) 移譲の期日及びスケジュール

市町村への移譲時期は、原則として、市町村から希望があった年度の翌年度4月1日とし、移譲までの標準的なスケジュールは次のとおりとする。

4月～	移譲事務の選定にかかる市町村への要望調査
6月～	上記要望調査等を踏まえた市町村の意向取りまとめ 県・市町村所管課による説明・事前協議
9月	地方自治法に基づく文書協議
11月	県議会11月定例会へ事務処理特例条例の改正議案提案(議決)
12月	事務処理特例条例の公布・規則の改正 翌年度にむけた移譲対象事務の選定 翌年度にむけた移譲対象事務の選定にかかる市町村への要望調査
1月～	上記要望調査等を踏まえて翌年度の移譲対象事務の確定、情報提供 市町村の事務処理体制の整備、事務の引継、研修の実施、 県及び市町村における住民等への広報の実施
翌年度	
4月	市町村での移譲事務の取扱開始

(2) 県民への周知

市町村への権限移譲にあたっては、窓口、申請先の変更やその時期等について、県・市町村協力のもと、各種広報等により県民及び関係機関に対し、十分な期間を確保し周知を図る。

また、県は毎年度、市町村への権限移譲の進捗状況について、県庁ホームページ等を通じて県民へ公表する。

(3) 事務処理特例条例によらない権限移譲の推進

社会福祉法による町村社会福祉事務所の設置や建築基準法による特定行政庁への移行等、事務処理特例条例によらない個別法令移譲による権限移譲の活用についても、市町村への周知を図る。